

令和4年3月16日
日本貸金業協会

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正（案）の
意見募集について

日本貸金業協会では、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」（以下「自主規制基本規則」といいます。）及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」（以下「細則」といいます。）の一部改正（案）を（別紙）のとおり取りまとめましたので、公表し、意見を募集します。

なお、「自主規制基本規則」及び「細則」については当協会の業務規程であり、貸金業法第33条第1項に基づき金融庁の認可を受けることとなります。

改正の概要、意見募集要領等は下記のとおりです。

記

1. 改正の概要

先般、個人情報保護委員会より、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」等が公表され、令和4年4月1日付で施行されます。

この改正に伴い、「細則」の一部改正を行うとともに、「自主規制基本規則」に所要の改正を行います。

2. 「自主規制基本規則」及び「細則」の主な改正内容

[（別紙）【新旧対照表】「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」一部改正（案）](#)
[（別紙）【新旧対照表】「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正（案）](#)

3. 施行時期

施行については、協会機関決定を経て、金融庁の認可後に施行します。

4. ご意見等の募集要領

この改正案についてご意見等がありましたら、**令和4年3月30日（水）17時00分（必着）**まで（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律等が令和4年4月1日に施行されるため。）に、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便又はFAXにより所定の送付先に、お寄せください。

なお、電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

以上

ご意見の募集は終了しました。ありがとうございました。

<ご意見等の送付先>

郵送の場合

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F
日本貸金業協会 会員業務部 宛

e-mail又はFAXの場合

e-mail:iken@j-fsa.jp

F A X : 03-5739-3027

<お問い合わせ先>

日本貸金業協会 会員業務部 高橋・河合・林
電話番号：03-5739-3014